

令和 5 年 5 月 31 日現在

機関番号：32680

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2022

課題番号：18K12646

研究課題名（和文）国際組織・私的アクター間の「官民パートナーシップ」が国際法学に及ぼす影響

研究課題名（英文）The impact of public-private partnerships (PPPs) between international organizations and private actors on international law

研究代表者

佐俣 紀仁 (SAMATA, Norihito)

武蔵野大学・法学部・准教授

研究者番号：10612533

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、国際組織が私的アクターとの間で恒常的な連携・協力関係を結ぶ、いわゆる官民パートナーシップ（Public-Private Partnership以下、PPPと表記）に注目し、こうした国際機構が関与したPPPが、今日の国際法のあり方にどのような影響を及ぼしているかを検討した。本研究を通じて明らかになったことは、1)PPPには大きな多様性があり、定義において未だ問題が残ること、また、2)現状では、既存の国際法の諸規則を準用することで、PPPの法的規律がなされているということである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

2015年に採択された持続可能な開発目標（SDGs）において国際社会全体での「パートナーシップ」が奨励されている。今後も、国際組織を関与させたPPPは着実に増加することが見込まれる。日本の民間企業等が国際組織とパートナーシップを締結して、連携する例も見られるだろう。本研究は、このような国際組織とのPPPに関連して生じる法的問題を特定し、必要な対応をとる上での基礎となる知見を提供している。

研究成果の概要（英文）：This study focuses on examining Public-Private Partnerships (PPP), specifically those involving international organizations (IOs) establishing cooperation and collaboration with private actors. The main objective is to investigate the impact of these PPPs involving international organizations on the current state of international law. The study reveals the following findings: 1) PPPs encompass a broad range of legal forms, highlighting the challenge of defining such legal entities under international law, and 2) Existing international and domestic rules can regulate and encompass PPPs.

研究分野：国際法

キーワード：国際組織 PPP パートナーシップ

1. 研究開始当初の背景

国際社会において、国家や国際組織といった「公的」なアクターではない、企業や NGOs 等の私的なアクターが果たす役割が質的にも量的にも増加している。国際組織の活動を国際法の観点から分析し、検討する際にも、これらの私的なアクターと国際組織との相互作用にも注目する必要がある。とりわけ、近年では、国際組織が私的アクターとの間で恒常的な連携・協力関係を結ぶ、いわゆる官民パートナーシップ (Public-Private Partnership 以下、PPP と表記) が急増している (J. Klabbers, *An Introduction to International Organizations Law*(2015))。欧米の先行研究では、健康・保健衛生、水資源管理、緑化、教育、開発等の分野で導入が進む PPP を、私的アクターが「公的」機能を果たす一例として位置付けている。

このような学術動向を踏まえて、本研究は次のような問題意識のもとに開始された。

国際社会における「公的」アクターと目される国際組織と、私的アクターとの法的な結合形態である PPP は、国際法の観点からは、いかなる意味で新しさを含むのか？

PPP に見られるような私的アクターの台頭の中で、従来の意味での国際組織と、それを対象とする国際法(学)は、いかなる変容を迫られているのか、あるいはないのか。

2. 研究の目的

本研究の目的は、国際組織と私的アクター間の PPP の法的意義と、従来の国際法学における国際組織観への影響を明らかにすることにある。

今日、国際組織は、私的アクターとの競合関係にありながら、私的アクターから各種の資源を補完されなければ活動できないという、相反する課題に直面している。本研究は、こうした国際組織が共通に抱える課題への解決策の一つとして PPP を位置づける。

従来の研究では、PPP という制度において私的アクターの存在感が強調されることとは対照的に、国際組織および国家の側の役割・機能については実態解明が行われてこなかったように思われる。例えば、「グローバル行政法(Global Administrative Law)」(ニューヨーク大学)や「国際的な公的権限の行使(exercise of International Public Authority)」(マックスプランク比較公法・国際公法研究所、以下、マックスプランク研究所と略)といった新たな分析視角を据えた大規模研究プロジェクトは、PPP を、「私的」なアクターが従来国際組織が担っていたある種の「公的」な機能を果たす重要な実例として位置づける。(E. Cavalieri et al. (eds.), *Global Administrative Law: the Casebook*(IPRA-IILJ, 2012))。だが、私的アクターが PPP を通じて公的機能を果たす際に、国際組織と加盟国がいかにして・どの程度介在しているのかという点の検討は必ずしも十分でない。

3. 研究の方法

以上の問題意識および目的のもとで、本研究は、以下の3つの観点から検討を進めた。

PPP の制度や機構面に注目した整理、分類

第一に、PPP の整理と分類である。対象とする PPP は、主として保健・衛生、開発、水資源管理等、実行および先行研究が一定程度存在するものである。注目する事項は、PPP の根拠となる文書の法的性質、起源と目的、ガバナンスの構造(私的アクターの参加・関与の態様、国際組織と私的アクターの権限配分、パートナーシップにおける権限委任や授権の有無)である。

PPP から生じる損害や人権侵害等への法的対応

第二に、PPP の活動から生じた被害や損害に関する法的責任(responsibility/liability)あるいはアカウントビリティの問題である。法的責任については、ILC の国際組織責任条文草案および関連判例の展開が顕著である。こうした責任法理論での展開に、PPP に起因する法的責任の処理が問題になった事例とを照らして検討することで、PPP における法的責任処理の特殊性と一般性を明らかにする。加えて、事実調査および当事者間の対話を促進する規範や諸制度、いわゆる「アカウントビリティ・メカニズム」の進展も分析する。これらの作業を通じて、国際組織と私的アクターの責任配分という観点から、PPP が普及している背景・理由を検討する。

レジーム・組織間の相互調整における PPP の意義、研究の総括

第三に、特定の国際組織と他のレジーム・国際組織間の連携・相互調整において PPP がいかなる役割を担っているのかを検討する。今日、特定のグローバルイシューに対して複数のアクターが交錯する事例が頻繁に見られる。国際関係論/国際機構論の分野では、こうした様々なアクターを国際組織が「組織化する(orchestrate)」機能が論じられる(K. Abbott (et.al.) *International Organizations as Orchestrators*(2015))。このような機能を国際法学の観点から評価することを試みる。

4. 研究成果

本研究では、保健・衛生、開発援助、資源開発等の分野での PPP に焦点を当てて、関連する学説および実行等を分析した。COVID-19 による影響のために、諸外国での研究調査や対面での成果発表等について、当初の研究計画を大幅に変更する必要が生じたものの、インターネット上の情報収集およびオンライン会議システムを活用する等の代替策をとり、研究を進めた。

本研究を通じて明らかになったことは、国際組織を関与させた PPP と呼ばれる協力・連携の形態が世界的な広がりを見せているが、国際組織を関与させた PPP に適用される固有の法制度や法体系と呼べるような展開は見られず、むしろ、現段階では、国際組織あるいは国内の企業等に適用される諸規則を、個々の PPP の活動の実態に応じて準用することで対応が図られている、ということである。

例えば、PPP の法人格について、学説には、PPP が、国際組織に次ぐ、新たな国際法人格の享有主体であり、そこに国際法上の国際組織という概念の再構築の契機を見出す見る立場もある。しかし、こうした実例とされる PPP は、当該 PPP の活動の性質や規模に応じて、当初、特定の国内法における法人格を与えられた後、必要に応じて個別の国家が免除等の特定に問題について便宜的に国際組織に準ずる位置付けを与えているに止まる (The Global Fund to Fight AIDS 等)。PPP にこのような位置付けを与えていない国家との関係では、当該 PPP は国内法上の一法人に過ぎない。

また、PPP の法的位置付けが実際上の問題となる責任 (responsibility) の分野についていえば、学説では、PPP と国際組織との具体的な関係性を踏まえて、国際組織責任条文が定める帰属の要件 例えば、国際組織の Agents にあたる場合、あるいは、国際組織が PPP の行為を自己の行為として認めかつ、採用したと判断されうる場合等 を満たすと考えられれば、当該 PPP の行為が国際組織に帰属するという見解が有力に主張されている。つまり、国際組織という国際法主体の活動の一部と看做せる事情が当該 PPP にあれば、PPP という法概念を持ち出すことなく、国際組織に適用される既存の国際法ルールで十分に対応可能であると考えられる。同様に、国内法人格のみを有する PPP については、法的にはあくまでも国内法上の NGOs や NPOs あるいは企業等と同等であり、責任等の問題も基本的には当該国内法によって規律されることになる。ただし、国内法人格もなく、かつ、国際組織への行為の帰属を根拠づけるほどの事情がない PPP (例えば、Network と呼ばれる、ゆるやかに構成された情報共有が政策の協調や目指した結合形態) の活動が、重大な損害を発生させた場合の法的処理については課題が残っているが、こうした PPP からそのような損害が生じるリスク自体がそう大きくはないだろう。

今日、国際組織が関わる PPP と呼ばれる協力・連携の形態には相当な幅や多様性があり、特に法的な観点からは、現状においてはその定義について一層の慎重な検討が必要である。この点は、国際法において PPP を独自に定義することにどのような積極的な意義があるかという根本的な問題とも関わる。

2015 年に採択された持続可能な開発目標 (SDGs) において国際社会全体での「パートナーシップ」が奨励されている。こうした政策的な背景もあり、国連も国連システム全体での私的アクターとの「パートナーシップ」強化を掲げる等、今後、国際組織を関与させた PPP は着実に増加することが見込まれる。だが、国連自身も、この際の課題として法的な手続の整備を挙げ、PPP に関する法的知見、関連する知的資源を充実させる必要性を認識している (UN Doc. A/73/326, Enhanced cooperation between the United Nations and all relevant partners, in particular the private sector Report of the Secretary-General, 18 August 2018, para. 30.)。こうした情勢を踏まえると、今後、PPP という形態の進展を注視しながら、引き続き本研究を発展的に継続することが重要であると考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 6件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 佐俣紀仁	4. 巻 18
2. 論文標題 世界銀行アカウンタビリティ・メカニズム:その制度と特徴について	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 武蔵野法学	6. 最初と最後の頁 149-127
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Norihito SAMATA	4. 巻 OX10 686
2. 論文標題 Resolution establishing the World Bank Accountability Mechanism	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Oxford Public International Law, Oxford International Organizations	6. 最初と最後の頁 NA
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Norihito SAMATA	4. 巻 OX10 686
2. 論文標題 Resolution on The World Bank Inspection Panel	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Oxford Public International Law, Oxford International Organizations	6. 最初と最後の頁 NA
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐俣紀仁	4. 巻 海洋法研究会叢書第5巻
2. 論文標題 国家管轄権外区域を規律する諸原則	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 坂元茂樹・薬師寺公夫・植木俊哉・西本健太郎編『国家管轄権外区域に関する海洋法の新展開』（有信堂高文社、2021年）	6. 最初と最後の頁 108-139
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐保紀仁	4. 巻 120巻1/2号
2. 論文標題 世界保健機関（WHO）の権限とアカウンタビリティ 国際保健規則（IHR）緊急委員会の透明性改革の課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 87-97
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐保紀仁	4. 巻 2022年3月号
2. 論文標題 SDGsによる海洋プラスチックごみ問題への対応 「目標ベースのガバナンス」と法の相互関係	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 環境管理	6. 最初と最後の頁 15-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Samata Norihito	4. 巻 23
2. 論文標題 Reconsidering Access to Justice within the Broad Range of Accountability of International Organizations	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Journal of International Peacekeeping	6. 最初と最後の頁 149 ~ 175
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1163/18754112-02303003	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 佐保紀仁	4. 巻 -
2. 論文標題 世界銀行のアカウンタビリティの新局面：環境社会フレームワーク制定とそのインスペクション・パネルへの影響	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 浅田正彦・桐山孝信・徳川信治・西村智朗・樋口一彦編「現代国際法の潮流1 坂元茂樹・薬師寺公夫両先生古稀記念論文集1」	6. 最初と最後の頁 299-312
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐俣紀仁	4. 巻 117
2. 論文標題 「人類の共同の財産」概念の現在：BBNJ新協定交渉の準備委員会に至るまでのその意義の変容	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 108-130
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 3件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 佐俣紀仁
2. 発表標題 開発協力と法 世界銀行の融資基準を例に
3. 学会等名 アジア国際法学会日本協会 国際法研究者・実務家勉強会(招待講演) (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Norihito SAMATA
2. 発表標題 Is the 'Common Heritage of Mankind' a General Principle applicable to the Global Commons? An assessment of the controversy over marine genetic resources in Areas Beyond National Jurisdiction
3. 学会等名 The Eighth International Four Societies Conference Areas Beyond National Jurisdiction(国際学会) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 佐俣紀仁
2. 発表標題 世界銀行融資を規律する法とSDGs 環境社会枠組(ESF)を素材に
3. 学会等名 日本国際経済法学会第32回(2022年度)研究大会シンポジウム「国際的な経済活動と持続可能な開発目標(SDGs) 資本主義の新たな挑戦」(招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 佐俣紀仁
2. 発表標題 国連平和活動と人権
3. 学会等名 国際法オンライン研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Norihito SAMATA
2. 発表標題 Access to Justice and Accountability of International Organizations
3. 学会等名 Holding UN Peacekeeping Operations Accountable, Kobe University, 7 Nov. 2019 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 森聡、佐俣紀仁ほか	4. 発行年 2023年
2. 出版社 千倉書房	5. 総ページ数 211
3. 書名 国際秩序が揺らぐとき	

1. 著者名 西井正弘、鶴田順	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有信堂高文社	5. 総ページ数 288
3. 書名 国際環境法講義	

1. 著者名 森 肇志、岩月直樹編（佐俣紀仁分担執筆、担当箇所pp. 81-91）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 248
3. 書名 サブテキスト国際法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------